

平成 2 9 年 1 月 2 7 日

第 1 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 1 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 9 年 1 月 2 7 日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2	農地法第 3 条許可申請について
4	3	農地法第 5 条許可申請について
5	4	農用地利用集積計画の調整について
6	5	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し（案）に対する意見書について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
1 月 27 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 6 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
運営委員	13番	畑 野 真 人	公選

欠席委員 8番 城森 史明 共済

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長 駒 水 孝 広
農地係参事補 前 原 光 博

議長 平成 29 年第 1 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 11 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

3 番駒水委員，4 番板敷委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をおねがいします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページから 2 ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 1 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 2 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 3 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 4 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 5 号は耕作者変更による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内容としましては畑が 6 筆で 8,944 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について，整理番号 1 号から 5 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、582㎡、〇〇〇〇〇〇番〇、畑、763㎡、合計1,345㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、94歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、62歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号1号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号1号の申請地については5・6ページに掲載してあります。

二つの申請地は〇〇〇〇より500mの範囲内に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 続きまして、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号を、駒水委員をお願いします。

3番（駒水委員）整理番号1号について報告いたします。

1月11日、譲受人〇〇〇〇さんの立会いのもと調査いたしました。

〇〇〇〇さんは〇〇町の専業の茶農家です。

譲渡人〇〇〇〇さんは譲受人のおばにあたり、譲受人が10年以上前から耕作しており、周辺の農地の機械力は問題なく、なんら問題のない申請かと思われま

す。

報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農地法第3条許可申請の、整理番号1号については、事務局の説明及び、地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

た。

次に日程第4号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。

整理番号1号

整理番号1号の申請地は〇〇町〇〇番〇, 畑, 270 m², 〇〇番〇, 畑, 111 m², 合計 381 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 美容師です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅・通路です。

申請事由は、「現在, 借家住まいのなので, 申請地に住宅を建てるため。」とのことです。

申請地は, 9ページに掲載してあります。

〇〇〇〇・南側駐車場より南側約80mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため, 第1種農地と判断されますが, 申請地周辺には住宅が点在しており, 申請地の55m以内に既存住宅が8戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており, 致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は, 一般住宅及び通路で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は381 m²で問題のないものと思われます。

申請地北側は雑種地ですが現況は耕耘準備された土地, 東側及び南側は畑, 西側は宅地です。

現況は, 道路と同じ高さにするため, 切土及び整地され, 西側は, H28年に一般住宅が建築されております。

一般住宅への転用にあたり, 分筆がなされており, 境界にはブロック積みを施し, 分筆後の周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

なお, 申請地〇〇番〇は, 通路として整備され, 東側農地の通行にも利用されるとのことです。

建物は高さは6.7mの二階建であり, 農地より1.0m以上控えて建築し, 日照通風等支障を及ぼさないよう計画し, 北側土地所有者には, 承諾を得ているとのことです。

雨水については, 自然流下及び西側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側市道・側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であり, やむを得ない申請ではな

いかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号1号を、中原委員お願いします。

5番（中原委員）日程第4号議案第3号農地法5条許可申請について報告いたします。

1月17日、沖園委員、事務局の前原さんと私、3人で現地調査を行いました。
整理番号1号、〇〇町〇〇-〇、〇〇-〇、地目は畑です。

面積は両方で381㎡。

転用目的は一般住宅と通路です。

譲受人〇〇〇〇さんは美容師です。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

申請理由は借家住まいなので申請地に住宅を建てるためです。

場所ですが、〇〇〇〇の車庫より東に位置しております。

北側は畑、西側は住宅、東側南側は畑です。

土地の境界にブロックを積み、被害の防除施設として土留及びブロック塀を設置し、防除を行うとのこと。

生活排水は合併浄化槽で、雨水の排水は西側市道側溝に流します。

日照通風等については、北側農地の承諾書もあり、問題のない申請かと思われます。

以上で終わります。

議長 只今の説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第5条許可申請の、整理番号1号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第5号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は10ページから11ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号1号から13号の2利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外12名、利用

権設定をする者〇〇〇〇さん外 28 名で設定面積は、畑が 23 筆で 26,768 m²、樹園地が 2 筆で 558 m²でございます。

次に所有権移転でございます。議案書は 12 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 1 号、譲渡人は〇〇市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は 3 筆で 3,717 m²、価格は畝あたり〇〇〇〇円でございます。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 1 号から 13 号の 2 及び所有権乾移転の整理番号 1 号については、原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 4 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、2 月 20 日を目途に要請してまいります。

次に日程第 6 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)に対する意見書についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 6 号議案第 5 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)の意見書についてご説明申し上げます。議案書は 13 ページになります。

平成 28 年 3 月 30 日に策定、公表された県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」は、農業経営基盤強化促進法及び農業経営基盤強化促進基本方針が改正されたことに伴う見直しであり、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 6 条第 1 項の規定により定めた本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想」についても、同法第 6 条第 3 項の規定に基づき見直しされるものであり、特に問題のないものと思われま。

以上でございます。

議長 日程第 6 号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し(案)

に対する意見書についての只今の説明に対し、質疑・意見はありませんか
11 番（俵積田義信委員） 去年の 3 月 30 日付でこの農業経営強化促進法が改正されたとい
うことなのですが、その基本法は私達にも配布してあるんですかね。

事務局 配布はございません。

この関係につきましては、県の基本方針を元に枕崎市の基本構想を立てなさい
ということで、県との調和の取れたものに文言の整理をなささいというような意
味合いがありまして、特に枕崎市独自の方針を立てるとかっていう問題ではなく
て、この先ほどの質問に対しましては、県の方針というのはお配りはしていない
状況でございます。

文言整理という意味の今回の提案でございます。

議長 他にありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程 6 号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号については、報告のとおり承認することに決定いたしまし
た。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会い
たします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 20 分閉会